

第一百三十一号議案

仙台市職員の旅費等に関する条例

仙台市職員の旅費等に関する条例

職員の旅費等に関する条例（昭和二十七年仙台市条例第三十二号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則（第八条）

第二節 交通費（第九条—第十二条）

第三節 宿泊費等（第十三条—第十五条）

第四節 転居費等（第十六条—第十八条）

第五節 その他の種目（第十九条・第二十条）

第三章 雜則（第二十一条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費及び費用弁償に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、市費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 本市が職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対し支給する旅費並びにパートタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員をいう。第二十八条において同じ。）に対し支給する費用弁償に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 市長等 市長、副市長、地方公営企業の管理者、常勤の監査委員、常勤の人事委員会の委員、教育長その他これらに相当する職務にある者で市長が定めるものをいう。

二 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

三 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

四 出張 職員が公務のため一時その在勤場所（常時勤務する在勤場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又

は居所を離れて旅行することをいう。

五 赴任 新たに採用された職員（本市の要請により職員となつた者その他任命権者が特に必要と認める者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤場所から新在勤場所に旅行することをいう。

六 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

七 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

八 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、本市と旅行役務提供契約（旅行業者等が本市に對して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行業者等に對して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第八項において同じ。）を締結したもの

をいう。

九 職務の級 職員の給与に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第六十五号）第五条第一号に掲げる行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については規則で定めるこれに相当する職務の級をいう。

十 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
(旅費の支給)

第三条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

三 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

四 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

五 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

六 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

七 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は規則で定める外国旅行中に死亡した場合 当該職員

3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、地方公務員法第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給を受ける者が、次条第三項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受ける者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第一項、第二項及び第四項から第六項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。
(旅行命令等)

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができるない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やか

に旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第六条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の請求手続)

第七条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な資料を市長その他の当該旅費の支給又は当該旅費に相当する金額の支払を行う者（以下この条並びに第二十七条第一項及び第二項において「支出者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則

(旅費の種目及び内容)

第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雜費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第二節 交通費

(鉄道賃)

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第十二条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（内国旅行にあつては市長等に限り、外国旅行にあつては市長等及びその職務の内容を考慮して市長が定める職員に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により職務の級が八級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第十二条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金（内国旅行にあつては市長等に限り、外国旅行にあつては市長等及びその職務の内容を考慮して市長が定める職員に限る。）

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により職務の級が八級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十一条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第一百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。

次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 市長等が移動するとき 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により移動するとき（前号に掲げる場合を除く。） 最上級の直近下位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により市長が認める移動をするときは、当該移動に必要な諸雜費に充てるための費用とし、その額は、規則で定める方法により算定される額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付隨する費用

第三節 宿泊費等

（宿泊費）

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費の額を基準として規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき国家公務員に支給される宿泊手当の額を基準として規則で定める一夜当たりの定額とする。

第四節 転居費等

(転居費)

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては五夜分を、外国旅行にあっては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- 一 内国旅行にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合 家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 イの規定に準じて算定した額二 外国旅行にあっては、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額

イ 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合 家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 イの規定に準じて算定した額ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地方に移転する場合 前号イの規定に準じて算定した額

二 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合 イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号口又は第二号口若しくはハに規定する期間を延長することができる。

第五節 その他の種目

(渡航雑費)

第十九条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第二十条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第三条第二項第五号又は第七号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき国家公務員に支給される死亡手当の額を基準として規則で定める定額とする。

第三章 雜則

(退職者等の旅費)

第二十一条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第二十二条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものと除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第二十三条 第三条第四項又は第五項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第二十四条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第十二条ただし書の規定により算定されるものを除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一项第一項各号及び第十二条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条の規定により計算した額と

現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第二十五条 任命権者は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合には、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、任命権者が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第二十六条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第二十七条 支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合は、支出者等は、前項の規定による返納に代えて、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項の給与の種類は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第二十八条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行する場合には、当該パートタイム会計年度任用職員に対し、旅費に相当する費用弁償を支給するものとし、その額及び支給方法は、職員に対する旅費の支給の例による。

(委任)

第二十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(施行期日)

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市職員の旅費等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行

の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び新条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費等に関する条例（以下この項及び附則第四項において「旧条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職等となつた場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となつた場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第三条第六項及び第七項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第二十七条の規定は、新条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（委任）

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例及び仙台市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正）

7 次に掲げる条例の規定中「職員の旅費等に関する条例（昭和二十七年仙台市条例第三十二号）」を「仙台市職員の旅費等に関する条例（令和七年仙台市条例第 号）」に改める。

一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第八十八号）第七条

二 仙台市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年仙台市条例第二十九号）第二十一条第二項

（特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

8 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「、旅費、」を「及び」に改める。

第一条中「外」を「ほか」に、「旅費、」を「及び」に改める。

第十四条の前の見出し及び同条から第十六条までを削り、第十七条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（費用弁償の額及び支給方法）

第十五条 議員及び第二条第六号から第十八号までに掲げる特別職の職員が公務のために旅行する場合には、これらの者に対し、旅費に相当する費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、仙台市職員の旅費等に関する条例（令和七年仙台市条例第 号）の規定により市長に対して支給される旅費の額の範囲内において、市長又は任命権者が定める額とする。

3 第一項の費用弁償の支給方法は、仙台市職員の旅費等に関する条例の規定による職員に対する旅費の支給の例による。

第十八条を削る。

（仙台市顧問及び参与の設置に関する条例の一部改正）

9 仙台市顧問及び参与の設置に関する条例（昭和六十二年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例」を「特別職の職員の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例」に改める。

第五条を次のように改める。

（費用弁償の額及び支給方法）

第五条 顧問及び参与が公務のために旅行する場合には、これらの者に対し、旅費に相当する費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、仙台市職員の旅費等に関する条例（令和七年仙台市条例第 号）の規定により市長に対して支給される旅費の額の範囲内において、市長が定める額とする。

3 第一項の費用弁償の支給方法は、仙台市職員の旅費等に関する条例の規定による職員に対する旅費の支給の例による。

（特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正）

10 特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和三十一年仙台市条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号から第四号までの規定中「特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例」を「特別職の職員の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例」に改める。

理 由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を考慮し、旅費の支給に関し必要な事項を定めるため、現行条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十一号議案

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九条第三項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九条第三項中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、議員及び常勤の監査委員等の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百二十三号議案

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市長等の給与に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、市長等の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第一百二十四号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項第一号中「二十二万七千七百円」を「二十二万八千四百円」に改める。

第十一条の二第二項中「百分の六」を「百分の八」に、「百分の十八」を「百分の二十」に改める。

第十九条の五第二項中「百分の百一十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百一十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百一十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第五条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
	1	191,800	278,600	300,000	323,800	349,200	378,100	397,700	417,400
	2	192,900	280,000	301,600	325,700	351,100	379,800	399,600	419,700
	3	194,000	281,400	303,200	327,600	353,000	381,500	401,500	422,000
	4	195,100	282,800	304,800	329,400	354,900	383,300	403,400	424,300
	5	196,400	284,200	306,500	331,200	356,800	385,100	405,300	426,600
	6	197,900	285,600	308,200	332,800	358,700	386,900	407,200	428,900
	7	199,400	287,000	309,900	334,400	360,600	388,700	409,300	431,300
	8	201,000	288,400	311,600	336,000	362,500	390,500	411,400	433,600
	9	202,700	289,800	313,300	337,800	364,300	392,300	413,500	435,900
	10	204,500	291,200	315,000	339,600	366,100	394,100	415,500	438,600
	11	206,400	292,600	316,700	341,400	367,900	395,800	417,500	441,400
	12	208,300	294,000	318,400	343,300	369,600	397,500	419,500	444,000
	13	210,200	295,400	320,000	345,300	371,300	399,200	421,500	446,700
	14	212,100	296,800	321,600	347,300	373,000	400,900	423,700	449,400
	15	214,000	298,200	323,200	349,300	374,800	402,600	426,000	452,000
	16	215,800	299,600	324,800	351,300	376,600	404,300	428,200	454,600
	17	217,600	301,000	326,400	353,300	378,400	406,000	430,500	457,200
	18	219,400	302,400	328,000	355,200	380,100	407,800	432,800	459,900
	19	221,200	303,800	329,700	357,100	381,700	409,600	435,000	462,600
	20	223,000	305,200	331,400	358,800	383,300	411,400	437,200	465,300
	21	224,800	306,600	333,100	360,500	384,900	413,000	439,200	467,900
	22	226,600	308,000	334,800	362,100	386,500	414,600	441,200	470,500
	23	228,400	309,400	336,500	363,800	388,200	416,200	443,200	473,100
	24	230,200	310,800	338,200	365,500	389,900	417,800	445,200	475,600
	25	232,000	312,200	339,900	367,100	391,500	419,200	447,200	478,000
	26	233,700	313,600	341,600	368,600	393,000	420,400	448,900	480,400
	27	235,300	315,000	343,300	370,100	394,400	421,600	450,600	482,800
	28	236,900	316,400	344,900	371,500	395,800	422,800	452,300	485,200
	29	238,500	317,800	346,500	372,900	397,300	424,100	454,000	487,600
	30	240,100	319,200	348,100	374,200	398,800	425,200	455,600	489,600
	31	241,700	320,600	349,700	375,500	400,300	426,300	457,200	491,600
	32	243,300	322,000	351,300	376,700	401,800	427,300	458,700	493,600
	33	244,900	323,300	352,900	377,900	403,300	428,300	460,200	495,800
	34	246,500	324,600	354,500	379,000	404,800	429,300	461,500	497,600
	35	248,100	325,900	356,100	380,000	406,200	430,300	462,800	499,400
	36	249,700	327,100	357,700	381,000	407,600	431,200	464,100	501,200
	37	251,200	328,300	359,300	382,000	409,000	432,100	465,200	502,900
	38	252,700	329,500	360,800	382,900	410,400	433,000	466,200	504,000
	39	254,200	330,700	362,400	383,800	411,800	433,900	467,200	505,100

	40	255,600	331,900	364,000	384,700	413,200	434,800	468,200	506,200
	41	257,000	333,100	365,200	385,600	414,400	435,800	469,100	507,100
	42	258,400	334,400	366,300	386,500	415,500	436,700	470,000	507,900
	43	259,800	335,700	367,300	387,400	416,600	437,600	470,900	508,700
	44	261,200	337,000	368,300	388,300	417,700	438,500	471,800	509,500
	45	262,600	338,300	369,100	389,100	418,700	439,200	472,700	510,500
	46	264,000	339,500	369,900	389,700	419,500	440,000	473,600	511,200
	47	265,400	340,700	370,700	390,200	420,300	440,800	474,500	511,900
	48	266,700	341,800	371,500	390,800	421,100	441,600	475,400	512,700
	49	268,000	342,900	372,200	391,300	422,000	442,300	476,200	513,600
	50	269,400	344,000	372,900	391,800	422,800	443,000	476,900	514,400
	51	270,800	345,000	373,600	392,400	423,600	443,700	477,600	515,200
	52	272,200	346,000	374,300	393,000	424,400	444,400	478,300	516,000
	53	273,600	347,000	375,000	393,500	425,000	445,200	479,000	516,900
	54	274,900	347,700	375,700	394,000	425,700	445,800	479,700	517,700
	55	276,200	348,400	376,400	394,500	426,400	446,400	480,400	518,400
	56	277,500	349,100	377,100	395,000	427,100	447,000	481,100	519,100
	57	278,800	349,800	377,800	395,700	427,900	447,600	481,900	519,800
	58	280,100	350,500	378,400	396,200	428,600	448,200	482,600	520,500
	59	281,400	351,200	379,000	396,700	429,300	448,800	483,300	521,300
	60	282,700	351,900	379,600	397,200	430,000	449,400	484,000	522,100
	61	284,000	352,600	380,000	397,700	430,700	450,000	484,900	523,000
	62	285,200	353,200	380,600	398,200	431,300	450,600	485,500	523,800
	63	286,400	353,700	381,200	398,700	431,900	451,200	486,200	524,600
	64	287,600	354,200	381,800	399,200	432,500	451,800	486,900	525,400
	65	288,800	354,700	382,300	399,700	433,100	452,500	487,600	526,100
	66	290,000	355,200	382,800	400,200	433,700	453,100	488,100	526,800
	67	291,200	355,700	383,300	400,700	434,300	453,700	488,700	527,600
	68	292,400	356,200	383,800	401,200	434,900	454,300	489,300	528,400
	69	293,600	356,700	384,300	401,700	435,500	454,900	489,900	529,000
	70	294,800	357,200	384,700	402,200	436,100	455,500	490,500	529,800
	71	296,000	357,700	385,100	402,700	436,700	456,000	491,000	530,600
	72	297,200	358,200	385,500	403,200	437,300	456,500	491,600	531,400
	73	298,400	358,700	386,000	403,600	437,900	456,900	492,100	532,100
	74	299,600	359,200	386,400	404,100	438,500	457,200		
	75	300,800	359,700	386,800	404,600	439,100	457,500		
	76	302,000	360,200	387,200	405,100	439,700	457,800		
	77	303,200	360,700	387,700	405,700	440,200	458,000		
	78	304,400	361,200	388,100	406,200	440,700			
	79	305,600	361,700	388,500	406,700	441,200			
	80	306,800	362,200	388,900	407,200	441,700			
	81	308,000	362,700	389,300	407,700	442,300			
	82	309,200	363,200	389,700	408,200	442,800			

	83	310,400	363,700	390,100	408,700	443,300			
	84	311,600	364,200	390,500	409,200	443,800			
	85	312,800	364,600	391,000	409,700	444,300			
	86	314,000	365,000	391,400	410,200				
	87	315,200	365,400	391,800	410,700				
	88	316,400	365,800	392,200	411,200				
	89	317,600	366,200	392,600	411,700				
	90	318,800	366,600	393,000	412,200				
	91	320,000	367,000	393,400	412,700				
	92	321,200	367,400	393,800	413,200				
	93	322,400	367,800	394,300	413,500				
	94	323,600	368,200	394,700	414,000				
	95	324,800	368,600	395,100	414,500				
	96	326,000	369,000	395,500	415,000				
	97	327,200	369,400	396,000	415,500				
	98		369,800	396,300	416,000				
	99		370,200	396,700	416,500				
	100		370,600	397,100	417,000				
	101		371,000	397,300	417,500				
	102		371,400	397,600	418,000				
	103		371,800	397,900	418,500				
	104		372,200	398,200	419,000				
	105		372,600	398,500	419,500				
	106			398,800					
	107			399,100					
	108			399,400					
	109			399,600					
	110			399,900					
	111			400,200					
	112			400,500					
	113			400,700					
	114			401,000					
	115			401,300					
	116			401,600					
	117			401,800					
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		209,000	254,000	273,200	303,300	323,200	345,300	398,300	446,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二 消防職給料表（第五条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
	1	201,100	278,600	313,300	337,800	364,300	392,300	413,500	435,900
	2	202,500	280,000	315,000	339,600	366,100	394,100	415,500	438,600
	3	203,900	281,400	316,700	341,400	367,900	395,800	417,500	441,400
	4	205,300	282,800	318,400	343,300	369,600	397,500	419,500	444,000
	5	206,800	284,200	320,000	345,300	371,300	399,200	421,500	446,700
	6	208,800	285,600	321,600	347,300	373,000	400,900	423,700	449,400
	7	210,800	287,000	323,200	349,300	374,800	402,600	426,000	452,000
	8	212,900	288,400	324,800	351,300	376,600	404,300	428,200	454,600
	9	215,100	289,800	326,400	353,300	378,400	406,000	430,500	457,200
	10	217,300	291,200	328,000	355,200	380,100	407,800	432,800	459,900
	11	219,500	292,600	329,700	357,100	381,700	409,600	435,000	462,600
	12	221,700	294,000	331,400	358,800	383,300	411,400	437,200	465,300
	13	224,000	295,400	333,100	360,500	384,900	413,000	439,200	467,900
	14	226,300	296,800	334,800	362,100	386,500	414,600	441,200	470,500
	15	228,500	298,200	336,500	363,800	388,200	416,200	443,200	473,100
	16	230,500	299,600	338,200	365,500	389,900	417,800	445,200	475,600
	17	232,300	301,000	339,900	367,100	391,500	419,200	447,200	478,000
	18	234,000	302,400	341,600	368,600	393,000	420,400	448,900	480,400
	19	235,600	303,800	343,300	370,100	394,400	421,600	450,600	482,800
	20	237,200	305,200	344,900	371,500	395,800	422,800	452,300	485,200
	21	238,800	306,600	346,500	372,900	397,300	424,100	454,000	487,600
	22	240,400	308,000	348,100	374,200	398,800	425,200	455,600	489,600
	23	242,000	309,400	349,700	375,500	400,300	426,300	457,200	491,600
	24	243,600	310,800	351,300	376,700	401,800	427,300	458,700	493,600
	25	245,200	312,200	352,900	377,900	403,300	428,300	460,200	495,800
	26	246,800	313,600	354,500	379,000	404,800	429,300	461,500	497,600
	27	248,400	315,000	356,100	380,000	406,200	430,300	462,800	499,400
	28	250,000	316,400	357,700	381,000	407,600	431,200	464,100	501,200
	29	251,600	317,800	359,300	382,000	409,000	432,100	465,200	502,900
	30	253,100	319,200	360,800	382,900	410,400	433,000	466,200	504,000
	31	254,600	320,600	362,400	383,800	411,800	433,900	467,200	505,100
	32	256,000	322,000	364,000	384,700	413,200	434,800	468,200	506,200
	33	257,400	323,300	365,200	385,600	414,400	435,800	469,100	507,100
	34	258,800	324,600	366,300	386,500	415,500	436,700	470,000	507,900
	35	260,200	325,900	367,300	387,400	416,600	437,600	470,900	508,700
	36	261,600	327,100	368,300	388,300	417,700	438,500	471,800	509,500
	37	263,000	328,300	369,100	389,100	418,700	439,200	472,700	510,500
	38	264,400	329,500	369,900	389,700	419,500	440,000	473,600	511,200
	39	265,800	330,700	370,700	390,200	420,300	440,800	474,500	511,900

	40	267,100	331,900	371,500	390,800	421,100	441,600	475,400	512,700
	41	268,300	333,100	372,200	391,300	422,000	442,300	476,200	513,600
	42	269,700	334,400	372,900	391,800	422,800	443,000	476,900	514,400
	43	271,000	335,700	373,600	392,400	423,600	443,700	477,600	515,200
	44	272,300	337,000	374,300	393,000	424,400	444,400	478,300	516,000
	45	273,600	338,300	375,000	393,500	425,000	445,200	479,000	516,900
	46	274,900	339,500	375,700	394,000	425,700	445,800	479,700	517,700
	47	276,200	340,700	376,400	394,500	426,400	446,400	480,400	518,400
	48	277,500	341,800	377,100	395,000	427,100	447,000	481,100	519,100
	49	278,800	342,900	377,800	395,700	427,900	447,600	481,900	519,800
	50	280,100	344,000	378,400	396,200	428,600	448,200	482,600	520,500
	51	281,400	345,100	379,000	396,700	429,300	448,800	483,300	521,300
	52	282,700	346,200	379,600	397,200	430,000	449,400	484,000	522,100
	53	284,000	347,000	380,000	397,700	430,700	450,000	484,900	523,000
	54	285,200	347,700	380,600	398,200	431,300	450,600	485,500	523,800
	55	286,400	348,400	381,200	398,700	431,900	451,200	486,200	524,600
	56	287,600	349,100	381,800	399,200	432,500	451,800	486,900	525,400
	57	288,800	349,800	382,300	399,700	433,100	452,500	487,600	526,100
	58	290,000	350,500	382,800	400,200	433,700	453,100	488,100	526,800
	59	291,200	351,200	383,300	400,700	434,300	453,700	488,700	527,600
	60	292,400	351,900	383,800	401,200	434,900	454,300	489,300	528,400
	61	293,600	352,600	384,300	401,700	435,500	454,900	489,900	529,000
	62	294,800	353,200	384,700	402,200	436,100	455,500	490,500	529,800
	63	296,000	353,700	385,100	402,700	436,700	456,000	491,000	530,600
	64	297,200	354,200	385,500	403,200	437,300	456,500	491,600	531,400
	65	298,400	354,700	386,000	403,600	437,900	456,900	492,100	532,100
	66	299,600	355,200	386,400	404,100	438,500	457,200		
	67	300,800	355,700	386,800	404,600	439,100	457,500		
	68	302,000	356,200	387,200	405,100	439,700	457,800		
	69	303,200	356,700	387,700	405,700	440,200	458,000		
	70	304,400	357,200	388,100	406,200	440,700			
	71	305,600	357,700	388,500	406,700	441,200			
	72	306,800	358,200	388,900	407,200	441,700			
	73	308,000	358,700	389,300	407,700	442,300			
	74	309,200	359,200	389,700	408,200	442,800			
	75	310,400	359,700	390,100	408,700	443,300			
	76	311,600	360,200	390,500	409,200	443,800			
	77	312,800	360,700	391,000	409,700	444,300			
	78	314,000	361,200	391,400	410,200				
	79	315,200	361,700	391,800	410,700				
	80	316,400	362,200	392,200	411,200				
	81	317,600	362,700	392,600	411,700				
	82	318,800	363,200	393,000	412,200				

	83	320,000	363,700	393,400	412,700				
	84	321,200	364,200	393,800	413,200				
	85	322,400	364,600	394,300	413,500				
	86	323,700	365,000	394,700	414,000				
	87	325,000	365,400	395,100	414,500				
	88	326,300	365,800	395,500	415,000				
	89	327,500	366,200	396,000	415,500				
	90	328,600	366,600	396,300	416,000				
	91	329,700	367,000	396,700	416,500				
	92	330,800	367,400	397,100	417,000				
	93	331,800	367,800	397,300	417,500				
	94	332,600	368,200	397,600	418,000				
	95	333,400	368,600	397,900	418,500				
	96	334,200	369,000	398,200	419,000				
	97	335,000	369,400	398,500	419,500				
	98	335,700	369,800	398,800					
	99	336,400	370,200	399,100					
	100	337,100	370,600	399,400					
	101	337,800	371,000	399,600					
	102		371,400	399,900					
	103		371,800	400,200					
	104		372,200	400,500					
	105		372,600	400,700					
	106		373,000	401,000					
	107		373,400	401,300					
	108		373,800	401,600					
	109		374,000	401,800					
	110		374,400						
	111		374,800						
	112		375,200						
	113		375,400						
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額							
		円 219,100	円 257,000	円 286,100	円 320,800	円 338,400	円 361,800	円 398,300	円 446,700

備考 この表は、消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表（第五条関係）

イ 教育職給料表（一）

職員の区分 号俸	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	202,500	250,300	295,400	354,300	425,000
	2	204,100	251,000	297,300	355,800	426,600
	3	205,600	251,600	299,300	357,400	428,300
	4	207,100	252,200	301,200	358,700	430,000
	5	208,900	252,900	303,000	360,400	431,500
	6	210,800	254,200	305,100	362,200	433,100
	7	212,900	255,000	307,200	363,800	434,800
	8	215,200	255,900	309,200	365,100	436,500
	9	217,500	256,900	311,100	366,400	438,100
	10	220,000	258,200	313,000	367,800	439,800
	11	222,700	259,500	315,000	369,300	441,500
	12	225,300	260,700	316,800	370,700	443,200
	13	227,800	261,800	318,700	371,900	444,700
	14	230,200	263,200	320,800	373,100	446,400
	15	232,600	264,500	322,800	374,400	448,100
	16	235,100	265,700	324,800	375,500	449,800
	17	237,600	267,200	326,800	376,700	451,200
	18	239,900	269,400	328,800	377,900	452,900
	19	242,200	271,600	330,800	379,100	454,600
	20	244,400	273,600	332,800	380,300	456,300
	21	246,200	275,800	335,000	381,500	457,900
	22	246,700	277,900	337,100	382,900	459,500
	23	247,200	280,000	339,100	384,300	461,100
	24	247,700	282,100	341,100	385,700	462,700
	25	248,300	284,300	342,900	387,100	464,400
	26	249,300	286,300	344,700	388,800	465,900
	27	250,200	288,200	346,400	390,500	467,400
	28	251,000	290,100	348,100	392,000	468,800
	29	252,100	291,900	349,900	393,500	470,200
	30	252,900	293,900	351,600	395,100	471,700
	31	254,000	295,900	353,200	396,700	473,100
	32	255,100	297,700	354,600	398,300	474,500
	33	256,200	299,500	356,000	399,900	476,000
	34	257,300	301,400	357,500	401,200	476,800
	35	258,400	303,400	359,200	402,500	477,600
	36	259,500	305,100	360,900	403,800	478,400
	37	260,800	306,900	362,500	405,100	479,200
	38	261,900	308,800	363,900	406,600	480,000

	39	263,000	310,600	365,400	408,100	480,800
	40	263,900	312,400	366,800	409,600	481,600
	41	265,000	314,100	368,100	411,000	482,400
	42	266,000	316,100	369,600	412,400	
	43	267,000	318,100	371,300	413,900	
	44	267,900	320,000	373,000	415,400	
	45	268,800	322,000	374,500	416,700	
	46	269,700	324,000	375,900	418,000	
	47	270,600	326,000	377,300	419,400	
	48	271,400	328,000	378,700	420,800	
	49	272,200	329,800	380,200	422,400	
	50	273,100	331,700	381,600	423,800	
	51	274,100	333,600	383,100	425,200	
	52	275,000	335,200	384,600	426,600	
	53	276,000	337,000	386,100	427,900	
	54	277,000	338,600	387,500	429,300	
	55	277,900	340,200	388,900	430,700	
	56	278,700	341,800	390,300	432,100	
	57	279,500	343,300	391,700	433,400	
	58	280,500	344,900	393,000	434,800	
	59	281,400	346,700	394,200	436,200	
	60	282,200	348,500	395,500	437,600	
	61	283,000	350,000	396,800	439,000	
	62	284,000	351,500	398,200	440,400	
	63	284,900	353,000	399,600	441,800	
	64	285,900	354,500	401,000	443,200	
	65	287,000	356,000	402,500	444,500	
	66	288,000	357,600	403,600	445,700	
	67	288,900	359,300	404,800	446,900	
	68	289,900	360,900	406,000	448,100	
	69	290,800	362,400	407,000	449,400	
	70	291,700	363,900	408,000	450,600	
	71	292,500	365,600	409,100	451,800	
	72	293,300	367,300	410,200	453,000	
	73	294,100	369,000	411,500	454,100	
	74	295,000	370,500	412,600	454,800	
	75	295,800	372,100	413,600	455,500	
	76	296,600	373,500	414,500	456,200	
	77	297,200	374,800	415,100	456,900	
	78	297,900	376,200	416,000	457,400	
	79	298,800	377,600	416,900	457,900	
	80	299,500	378,900	417,800	458,400	
	81	300,100	380,100	418,700	458,900	

82	300,700	381,200	419,600	
83	301,300	382,200	420,500	
84	301,800	383,400	421,400	
85	302,400	384,500	422,100	
86	303,000	385,700	423,000	
87	303,800	386,900	423,900	
88	304,600	388,100	424,800	
89	305,400	389,200	425,600	
90	306,100	390,300	426,500	
91	306,900	391,400	427,400	
92	307,600	392,500	428,300	
93	308,500	393,600	429,100	
94	309,100	394,600	429,800	
95	309,800	395,600	430,500	
96	310,400	396,600	431,200	
97	311,000	397,600	432,100	
98	311,800	398,400	432,600	
99	312,500	399,100	433,100	
100	313,200	399,600	433,600	
101	314,200	400,100	434,100	
102	314,800	400,900	434,500	
103	315,500	401,700	434,900	
104	316,200	402,400	435,300	
105	316,800	403,000	435,600	
106	317,500	403,700	435,800	
107	318,200	404,400	436,100	
108	318,900	405,100	436,400	
109	319,400	405,900	436,600	
110	319,800	406,400	436,900	
111	320,200	406,900	437,200	
112	320,600	407,400	437,500	
113	320,900	408,100	437,600	
114	321,300	408,600	437,900	
115	321,700	409,100	438,200	
116	322,100	409,600	438,500	
117	322,500	410,200	438,700	
118	322,900	410,600		
119	323,300	411,000		
120	323,700	411,400		
121	324,000	411,900		
122	324,300	412,100		
123	324,600	412,300		
124	324,900	412,500		

125	325,200	412,900	
126	325,400	413,100	
127	325,600	413,300	
128	325,800	413,500	
129	326,000	413,800	
130	326,200	414,000	
131	326,400	414,200	
132	326,600	414,400	
133	326,700	414,500	
134	326,800	414,700	
135	326,900	414,900	
136	327,000	415,100	
137	327,100	415,400	
138	327,300	415,600	
139	327,500	415,800	
140	327,700	416,000	
141	327,800	416,300	
142	328,000	416,500	
143	328,200	416,700	
144	328,400	416,900	
145	328,500	417,200	
146	328,600	417,400	
147	328,700	417,600	
148	328,800	417,800	
149	328,900	418,000	
150	329,000	418,200	
151	329,100	418,400	
152	329,300	418,600	
153	329,400	418,900	
154		419,100	
155		419,300	
156		419,500	
157		419,800	
158		420,000	
159		420,200	
160		420,400	
161		420,700	
162		420,900	
163		421,100	
164		421,300	
165		421,600	

定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額				
		円 241,400	円 285,800	円 314,600	円 343,300	円 427,900

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

口 教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	202,500	220,400	295,300	319,500	414,800
	2	204,100	223,000	297,200	321,700	416,100
	3	205,600	225,800	299,100	323,900	417,400
	4	207,200	228,600	301,000	326,200	418,700
	5	208,900	231,100	303,000	328,500	420,100
	6	210,900	233,600	305,000	330,800	421,400
	7	212,900	235,900	307,000	333,000	422,700
	8	215,200	238,400	309,000	335,200	424,000
	9	217,500	241,000	311,000	337,400	425,100
	10	220,000	243,400	313,000	339,400	426,300
	11	222,700	245,800	315,000	341,400	427,400
	12	225,300	248,200	316,800	343,500	428,500
	13	227,800	250,300	318,600	345,300	429,500
	14	230,300	250,900	320,500	346,800	430,700
	15	232,600	251,600	322,300	348,400	431,900
	16	235,100	252,300	324,200	349,800	433,100
	17	237,600	253,000	326,100	351,400	434,200
	18	240,000	254,200	328,100	353,000	435,300
	19	242,200	255,000	330,100	354,400	436,500
	20	244,300	255,900	332,100	355,800	437,600
	21	246,100	256,900	334,100	357,200	438,600
	22	246,600	258,200	336,000	358,800	439,800
	23	247,200	259,400	338,100	360,600	440,900
	24	247,800	260,600	340,200	362,300	442,000
	25	248,500	261,800	341,800	363,600	443,100
	26	249,300	263,100	343,300	364,700	444,300
	27	250,100	264,400	344,800	365,800	445,500
	28	251,000	265,700	346,200	366,800	446,700
	29	252,000	267,300	347,700	367,800	447,800
	30	253,000	269,300	349,300	368,900	448,800
	31	254,000	271,500	350,700	370,100	449,800
	32	255,000	273,500	352,100	371,300	450,800
	33	256,000	275,700	353,500	372,500	451,900
	34	257,000	277,800	355,000	373,600	452,500
	35	258,000	279,900	356,700	374,900	453,100
	36	259,000	282,100	358,300	376,100	453,700
	37	260,100	284,200	359,700	377,300	454,300
	38	261,100	286,100	361,100	378,300	454,900
	39	262,100	288,100	362,500	379,400	455,500

	40	262,900	289,900	363,800	380,500	456,100
	41	264,000	291,700	365,100	381,600	456,800
	42	264,900	293,700	366,100	382,900	
	43	265,900	295,700	367,100	384,200	
	44	266,800	297,500	368,100	385,500	
	45	267,700	299,400	369,000	386,800	
	46	268,500	301,300	370,000	388,100	
	47	269,400	303,200	371,200	389,200	
	48	270,200	305,000	372,300	390,500	
	49	271,100	306,700	373,300	391,800	
	50	272,000	308,600	374,500	393,100	
	51	272,900	310,500	375,800	394,400	
	52	273,700	312,300	377,100	395,700	
	53	274,600	314,200	378,400	397,000	
	54	275,500	316,200	379,700	398,300	
	55	276,400	318,200	381,100	399,500	
	56	277,300	320,100	382,400	400,800	
	57	278,100	322,000	383,800	401,800	
	58	279,000	323,900	384,800	402,800	
	59	279,800	325,900	385,600	404,000	
	60	280,500	327,900	386,600	405,200	
	61	281,200	329,600	387,500	406,300	
	62	282,100	331,400	388,500	407,400	
	63	283,000	333,300	389,500	408,500	
	64	283,900	335,000	390,500	409,600	
	65	284,800	336,800	391,600	410,800	
	66	285,700	338,400	392,600	411,800	
	67	286,600	340,100	393,500	412,800	
	68	287,600	341,700	394,300	413,800	
	69	288,400	343,200	395,100	414,400	
	70	289,300	344,800	396,100	415,300	
	71	290,100	346,500	397,100	416,200	
	72	290,900	348,300	398,100	417,100	
	73	291,800	349,800	399,200	418,100	
	74	292,600	351,300	399,900	418,800	
	75	293,300	352,800	400,600	419,500	
	76	294,000	354,200	401,100	420,200	
	77	294,700	355,600	401,500	420,800	
	78	295,500	356,900	402,200	421,300	
	79	296,400	358,300	402,900	421,700	
	80	297,200	359,700	403,600	422,200	
	81	297,800	361,000	404,100	422,800	
	82	298,400	362,400	404,800	423,200	

	83	299,000	363,900	405,500	423,600	
	84	299,500	365,100	406,200	424,000	
	85	299,900	366,400	406,800	424,400	
	86	300,400	367,500	407,500	424,800	
	87	301,100	368,700	408,200	425,200	
	88	301,700	369,800	408,900	425,600	
	89	302,100	370,900	409,500	426,000	
	90	302,500	372,000	409,900	426,400	
	91	303,000	373,200	410,300	426,700	
	92	303,500	374,300	410,700	427,000	
	93	303,800	375,300	411,000	427,200	
	94	304,200	376,300	411,400	427,600	
	95	304,500	377,100	411,800	428,000	
	96	304,800	378,100	412,200	428,400	
	97	305,200	378,900	412,600	428,700	
	98	305,800	379,700	413,000		
	99	306,300	380,500	413,400		
	100	306,700	381,300	413,800		
	101	307,200	382,100	414,200		
	102	307,400	382,900	414,600		
	103	307,600	383,600	415,000		
	104	307,800	384,200	415,400		
	105	307,900	384,800	415,600		
	106	308,100	385,500	415,900		
	107	308,300	386,200	416,200		
	108	308,400	386,900	416,500		
	109	308,500	387,700	416,900		
	110	308,600	388,400	417,200		
	111	308,700	389,100	417,500		
	112	308,800	389,600	417,800		
	113	308,900	390,200	418,200		
	114	309,100	390,900	418,500		
	115	309,300	391,600	418,800		
	116	309,500	392,300	419,100		
	117	309,600	392,700	419,500		
	118	309,700	393,200	419,800		
	119	309,800	393,700	420,100		
	120	309,900	394,200	420,400		
	121	310,100	394,700	420,600		
	122	310,200	395,200			
	123	310,300	395,700			
	124	310,400	396,200			
	125	310,500	396,600			

126		397,000		
127		397,400		
128		397,800		
129		398,300		
130		398,700		
131		399,100		
132		399,500		
133		399,800		
134		400,100		
135		400,400		
136		400,700		
137		401,000		
138		401,300		
139		401,600		
140		401,900		
141		402,000		
142		402,300		
143		402,500		
144		402,800		
145		402,900		
146		403,200		
147		403,500		
148		403,800		
149		404,000		
150		404,300		
151		404,600		
152		404,900		
153		405,100		
154		405,400		
155		405,700		
156		406,000		
157		406,200		
158		406,500		
159		406,800		
160		407,100		
161		407,200		
162		407,500		
163		407,800		
164		408,100		
165		408,300		
166		408,600		
167		408,900		
168		409,200		

	169		409,400			
	170		409,700			
	171		410,000			
	172		410,300			
	173		410,500			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		231,800	282,200	309,100	335,800	417,000

備考

- 1 この表は、幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表（第五条関係）

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	354,100	418,900	452,400	500,300	519,800
	2	357,000	421,200	454,700	501,700	521,000
	3	359,900	423,400	457,000	503,100	522,200
	4	362,600	425,600	459,000	504,200	523,400
	5	365,300	427,800	460,700	505,400	524,800
	6	367,900	430,100	462,500	506,600	526,200
	7	370,400	432,300	464,300	507,800	527,600
	8	372,900	434,500	466,000	509,000	528,900
	9	375,400	436,700	467,700	510,300	530,300
	10	377,900	438,800	469,200	511,700	531,900
	11	380,400	440,500	470,800	513,100	533,600
	12	382,900	442,200	472,300	514,700	535,300
	13	385,400	443,900	473,900	516,500	536,900
	14	387,900	445,600	475,500	518,000	538,500
	15	390,300	447,300	477,100	519,500	540,100
	16	392,700	449,000	478,500	520,900	541,700
	17	395,100	450,700	479,900	522,200	543,500
	18	397,500	452,400	481,200	523,400	545,200
	19	399,800	454,100	482,500	524,600	546,900
	20	402,100	455,800	483,800	525,800	548,600
	21	404,400	457,500	485,100	526,900	550,300
	22	406,700	459,200	486,400	528,100	552,000
	23	409,000	461,000	487,700	529,200	553,700
	24	411,300	462,800	488,800	530,400	555,400
	25	413,500	464,400	490,000	531,400	557,000
	26	415,700	466,100	491,300	532,600	558,700
	27	417,900	467,700	492,600	533,800	560,400
	28	419,900	469,200	493,800	535,000	562,100
	29	421,900	470,700	495,200	536,200	563,700
	30	424,000	472,100	496,600	537,400	565,300
	31	425,900	473,500	498,000	538,600	567,000
	32	427,500	474,800	499,600	539,700	568,700
	33	429,000	476,200	501,200	540,800	570,300
	34	430,400	477,600	502,800	542,000	571,900
	35	431,600	479,100	504,500	543,200	573,500
	36	432,700	480,600	506,200	544,400	575,100
	37	433,800	482,100	507,800	545,600	576,900
	38	434,900	483,600	509,400	546,800	578,500

	39	436,000	485,100	511,000	548,000	580,100
	40	436,900	486,700	512,500	549,200	581,700
	41	437,800	488,400	514,200	550,500	583,400
	42	438,600	490,100	515,400	551,700	585,000
	43	439,300	491,900	516,600	552,900	586,600
	44	440,000	493,600	517,800	554,100	588,200
	45	440,600	495,100	519,000	555,100	590,000
	46	441,100	496,700	520,200	556,300	591,600
	47	441,600	498,300	521,400	557,500	593,200
	48	442,100	499,800	522,600	558,700	594,800
	49	442,500	501,500	523,800	559,900	596,600
	50	442,800	502,700	524,900	561,100	598,200
	51	443,200	503,900	526,000	562,300	599,800
	52	443,400	505,200	527,100	563,500	601,400
定	53	443,600	506,500	528,300	564,700	603,100
年	54	443,800	507,700	529,300	565,900	604,700
前	55	444,100	508,900	530,300	567,100	606,300
再	56	444,400	510,100	531,300	568,300	607,900
任	57	444,700	511,300	532,100	569,400	609,400
用	58	445,000	512,400	533,100	570,600	610,800
短	59	445,300	513,400	534,100	571,800	612,200
時	60	445,700	514,500	535,100	573,000	613,600
間						
勤	61	446,400	515,700	536,000	574,100	615,100
務	62	447,000	516,700	537,000	575,200	616,400
職	63	447,500	517,700	537,800	576,300	617,700
員	64	448,000	518,700	538,800	577,400	619,000
以	65	448,400	519,500	539,600	578,700	620,500
外	66	448,800	520,300	540,600	579,700	621,600
の	67	449,200	521,100	541,600	580,700	622,700
職	68	449,600	521,900	542,600	581,700	623,800
員	69	450,200	522,600	543,500	582,700	625,100
	70	450,700	523,400	544,500	583,600	626,200
	71	451,200	524,200	545,500	584,500	627,300
	72	451,700	525,000	546,500	585,400	628,400
	73	452,100	525,500	547,400	586,400	629,500
	74	452,600	526,200	548,300	587,300	
	75	453,100	526,900	549,200	588,200	
	76	453,600	527,600	550,100	589,100	
	77	454,000	528,500	551,100	590,000	
	78		529,200	552,000	590,900	
	79		529,900	552,900	591,800	
	80		530,600	553,800	592,700	
	81		531,500	554,800	593,800	

	82		532,200	555,700	594,700	
	83		532,800	556,600	595,600	
	84		533,500	557,500	596,500	
	85		534,300	558,400	597,600	
	86		535,000	559,300	598,500	
	87		535,700	560,200	599,400	
	88		536,400	561,100	600,300	
	89		537,300	561,900	601,400	
	90		538,000	562,700		
	91		538,700	563,500		
	92		539,400	564,300		
	93		540,300	565,100		
	94		541,000	565,900		
	95		541,800	566,700		
	96		542,600	567,500		
	97		543,200	568,300		
	98		543,800			
	99		544,500			
	100		545,300			
	101		546,000			
	102		546,800			
	103		547,600			
	104		548,400			
	105		548,900			
	106		549,700			
	107		550,500			
	108		551,300			
	109		552,000			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額				
		円 312,500	円 365,600	円 417,100	円 485,300	円 530,300

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

口 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	1	223,800	259,700	288,700	312,100	356,500	381,500	400,500
	2	225,700	260,700	289,700	313,300	358,000	383,100	402,400
	3	227,600	261,500	291,000	314,500	359,500	384,700	404,200
	4	229,500	262,400	292,100	315,700	361,100	386,400	406,000
	5	231,400	263,300	293,100	316,800	362,500	388,000	407,900
	6	233,400	264,200	294,200	318,000	364,100	389,600	409,800
	7	235,500	265,100	295,400	319,100	365,700	391,300	411,700
	8	237,700	266,000	296,400	320,200	367,400	392,900	413,600
	9	239,900	266,900	297,500	321,700	368,900	394,500	415,500
	10	242,100	268,000	298,700	323,200	370,700	396,200	417,400
	11	244,300	269,200	299,900	324,500	372,500	397,900	419,300
	12	246,500	270,200	301,100	325,800	374,400	399,600	421,200
	13	248,600	271,100	302,300	327,200	376,200	401,300	423,100
	14	250,600	272,000	303,500	328,600	378,000	402,900	424,600
	15	252,200	273,000	304,600	330,100	379,700	404,500	426,100
	16	253,600	274,000	305,800	331,700	381,400	406,200	427,600
	17	254,800	275,000	307,000	333,300	383,300	408,000	428,800
	18	255,900	276,100	308,300	334,900	385,100	409,700	429,900
	19	256,900	277,300	309,600	336,500	386,900	411,400	430,900
	20	257,900	278,500	310,900	338,100	388,600	413,100	431,900
	21	258,900	279,700	312,200	339,700	390,300	414,500	432,900
	22	259,800	280,800	313,600	341,500	392,000	415,800	433,800
	23	260,700	281,800	314,800	343,300	393,700	417,100	434,700
	24	261,600	282,900	316,100	345,000	395,300	418,400	435,600
	25	262,600	284,000	317,300	346,700	397,200	419,700	436,500
	26	263,600	285,200	318,800	348,400	398,700	420,700	437,400
	27	264,500	286,400	320,200	350,100	400,200	421,800	438,300
	28	265,500	287,400	321,600	351,700	401,700	422,900	439,200
	29	266,500	288,500	323,000	353,400	403,100	423,900	440,200
	30	267,500	289,600	324,400	355,100	404,400	424,800	441,100
	31	268,500	290,800	325,800	356,800	405,700	425,700	441,900
	32	269,400	291,900	327,200	358,600	406,900	426,600	442,800
	33	270,400	293,000	328,700	360,400	408,100	427,600	443,800
	34	271,400	294,100	330,200	362,100	409,000	428,500	444,700
	35	272,400	295,200	331,600	363,800	409,900	429,300	445,600
	36	273,400	296,300	333,100	365,600	410,800	430,200	446,500
	37	274,400	297,400	334,500	367,200	411,700	431,200	447,300
	38	275,400	298,500	335,900	368,500	412,600	432,100	448,200
	39	276,400	299,700	337,200	369,700	413,500	433,000	449,100

	40	277,500	300,800	338,400	370,900	414,400	433,900	450,000
	41	278,700	302,000	339,600	372,100	415,200	434,700	450,800
	42	279,700	303,200	340,800	373,300	416,100	435,500	451,600
	43	280,700	304,400	342,000	374,500	416,900	436,300	452,500
	44	281,700	305,600	343,300	375,700	417,700	437,100	453,400
	45	282,700	306,700	344,500	377,000	418,400	437,900	454,300
	46	283,900	308,000	345,800	378,100	419,300	438,600	455,200
	47	285,000	309,300	347,200	379,200	420,200	439,400	456,100
	48	286,000	310,600	348,500	380,300	421,100	440,200	457,000
定年 前再任	49	287,000	311,900	349,800	381,400	421,800	440,900	457,900
	50	288,000	313,200	350,900	382,200	422,700	441,700	458,800
	51	289,000	314,400	352,000	382,900	423,600	442,500	459,700
	52	290,000	315,700	353,000	383,600	424,500	443,300	460,600
	53	291,100	316,900	354,100	384,200	425,300	444,000	461,500
	54	292,100	318,100	355,300	385,000	425,900	444,700	462,300
	55	293,100	319,400	356,400	385,800	426,600	445,500	463,100
	56	294,100	320,700	357,500	386,600	427,300	446,300	463,900
	57	295,100	322,000	358,600	387,200	428,100	447,000	464,700
	58	296,100	323,300	359,700	387,900	428,800	447,700	465,600
用短時間勤務職員以外の職員	59	297,100	324,600	360,800	388,700	429,500	448,500	466,500
	60	298,200	325,800	361,900	389,500	430,200	449,300	467,400
	61	299,300	327,000	362,900	390,100	431,000	449,900	468,200
	62	300,300	328,300	363,800	390,900	431,700	450,700	469,000
	63	301,500	329,600	364,700	391,700	432,400	451,500	469,800
	64	302,700	330,900	365,600	392,500	433,100	452,300	470,600
	65	303,800	332,100	366,400	393,200	434,000	453,000	471,400
	66	304,900	333,600	367,200	394,000	434,700	453,800	472,200
	67	306,000	335,100	368,000	394,700	435,400	454,600	473,000
	68	307,100	336,600	368,800	395,500	436,100	455,400	473,800
	69	308,200	338,000	369,600	396,200	436,900	455,900	474,700
	70	309,400	339,200	370,300	397,000	437,600	456,600	
	71	310,400	340,400	371,000	397,800	438,300	457,300	
	72	311,500	341,700	371,700	398,600	439,000	458,000	
	73	312,500	343,000	372,500	399,200	439,800	458,700	
	74	313,700	344,300	373,200	399,800	440,500		
	75	314,900	345,500	373,900	400,500	441,200		
	76	316,100	346,800	374,600	401,200	441,900		
	77	317,200	348,100	375,500	401,900	442,600		
	78	318,300	349,300	376,200	402,500	443,300		
	79	319,300	350,400	376,800	403,200	444,000		
	80	320,300	351,500	377,500	403,900	444,700		
	81	321,400	352,700	378,300	404,800	445,600		
	82	322,400	353,800	379,000	405,500			

83	323,500	354,900	379,700	406,200		
84	324,500	356,000	380,400	406,900		
85	325,400	356,800	381,300	407,600		
86	326,500	357,600	382,000	408,300		
87	327,600	358,400	382,700	409,000		
88	328,800	359,200	383,400	409,700		
89	329,800	360,000	384,300	410,500		
90	330,800	360,700	384,900	411,200		
91	331,900	361,400	385,600	411,900		
92	332,900	362,100	386,300	412,600		
93	333,800	362,900	387,100	413,300		
94	335,000	363,600	387,800	414,000		
95	336,100	364,300	388,500	414,700		
96	337,200	365,000	389,200	415,400		
97	338,300	365,800	389,900	416,200		
98	339,400	366,500	390,600	416,900		
99	340,500	367,100	391,300	417,600		
100	341,600	367,800	392,000	418,300		
101	342,700	368,500	392,800	418,900		
102	343,800	369,200	393,500	419,600		
103	344,900	369,900	394,100	420,300		
104	346,000	370,600	394,800	421,000		
105	346,800	371,300	395,500	421,800		
106	347,800	372,000	396,200			
107	348,800	372,700	396,900			
108	349,800	373,400	397,600			
109	350,700	374,200	398,300			
110	351,600	374,800	399,000			
111	352,500	375,500	399,700			
112	353,400	376,200	400,400			
113	354,200	377,000	400,700			
114	355,100	377,700	401,300			
115	356,000	378,400	401,900			
116	356,900	379,100	402,500			
117	357,800	379,900	403,000			
118	358,700	380,500	403,500			
119	359,600	381,200	404,000			
120	360,500	381,900	404,500			
121	361,500	382,600	405,200			
122	362,400	383,300	405,700			
123	363,300	384,000	406,200			
124	364,200	384,700	406,700			
125	364,900	385,400	407,400			

	126	365,700	386,100	407,900				
	127	366,500	386,800	408,400				
	128	367,300	387,500	408,900				
	129	368,000	388,300	409,600				
	130	368,600	389,000					
	131	369,300	389,700					
	132	370,000	390,400					
	133	370,700	391,100					
	134	371,400	391,800					
	135	372,100	392,500					
	136	372,800	393,200					
	137	373,500	393,900					
	138	374,100						
	139	374,700						
	140	375,400						
	141	376,100						
	142	376,800						
	143	377,500						
	144	378,200						
	145	378,800						
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		243,500	272,200	277,700	288,200	316,500	357,600	388,200

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「より職員」の下に「(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に、「以上」を「又は六級」に、「及び同表以外の各給料表の適用を受けた職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員」を「、消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級又は六級であるもの、教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 次に掲げる職員の第三項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、六十歳)に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員第十条の前の見出しを削り、同条に見出しつして「(扶養手当)」を付し、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「又は第三号」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万三千円、前項第二号」に、「第六号」を「第五号」に改め、「同項第二号に該当する扶養親族(次項及び次条において「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「以下「特定期間」という。」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第十一條を次のように改める。

第十一条 削除

第十一條の三第一項第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十二条第一項第一号中「この項及び第三項」を「この条」に改め、同条第三項第一号中「以下この号」を「次項及び第五項」に、「いう。」を「いう。」に改め、同号ただし書を削り、同項第三号中「(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通常手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三項」の下に「から第五項まで」を加え、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中「前項第一号又は第三号の規定により算出した一箇月当たりの運賃等相当額又は一箇月当たりの運賃等相当額及び同項第二号に定める額の合計額」を「一箇月当たり

の通勤手当算出基礎額」に、「同項の」を「前項の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号において同じ。）を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第三項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（次項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が五万五千円（人事委員会規則で定める職員については、十五万円。以下この項において同じ。）を超える職員の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第十三条第三項中「国家公務員、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員又は給料表の適用を受けない地方公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第十九条第一項中「に従事した」を「をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第十九条の二第一項中「八千円」を「八千六百円」に改め、「職務の級」の下に「並びに人事委員会規則で定める校務類型」を加える。

第十九条の五第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改め、同条第五項中「給料月額の」を「給料月額に」に改める。

第二十条第一項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分的五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分的六十一・二五」に改める。

第二十二条の二第一項中「から第十一条」を「から第十条」に改める。

第二十二条の三第一項中「第十七条」を「第十条まで、第十一条の二から第十七条」に改める。

第二十三条中「から第十一条まで、第十一条の二第三項、第十一条の三、第十三条、第十九条の四

の二及び第十九条の四の二」を「及び第十条」に改める。

別表第一7級の欄及び8級の欄並びに別表第一7級の欄及び8級の欄を次のよつに改める。

7級 給料月額 円	8級 給料月額 円
475,400	525,400
480,400	530,600
484,900	535,700
489,300	539,700
493,300	543,300
496,700	546,500
499,600	549,400
502,100	551,900
504,100	553,900
398,300	446,700

別表第三の表標準額の「人事委員会規則で定めるもの」や「8,200円」や「12,000円」を改め、同表標準額の次に同表標準額の3倍の額を加へる。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三の表標準額の「人事委員会規則で定めるもの」や「7,500円」の次に「(人事委員会規則で定めるものにあっては、11,500円)」や「同表標準額の3倍の額を加へる」。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四イの表4級の欄及び5級の欄を次のように改める。

4級 給料月額 円	5級 給料月額 円
569,400	615,100
576,300	621,600
581,700	627,300
586,400	631,400
590,900	635,400
594,700	638,800
598,500	641,700
601,500	644,400
604,000	
606,300	

基準給料月額 円	基準給料月額 円
485,300	530,300

別表第一「教員特殊業務手当の項」第一号を次のように改め。°

- (1) 職員が、正規の勤務時間以外の時間に学校の管理下において行う業務のうち、非常災害時における幼児、児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき

従事した時間が1日につき4時間以上である場合	日額8,000円（市長が規則で定める場合にあっては、当該額に8,000円を加算した額）
従事した時間が1日につき4時間未満である場合	日額4,000円（市長が規則で定める場合にあっては、当該額に4,000円を加算した額）

別表第六「教員特殊業務手当の項」第二号を次のように改め。°

従事した時間が1日につき4時間以上である場合	日額8,000円
従事した時間が1日につき4時間未満である場合	日額4,000円

別表第六「教員特殊業務手当の項」第九号及び第十号を削る。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年仙台市条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第九項中「附則第九条第一項」を「附則第九条第六項」に改める。

附則第十項中「から第十一條まで、第十一條の二、第三項、第十一條の二、第十三條、第十九條の四の二並びに第十九條の四の二」を「並びに第十条」に改める。

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例及び仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「、第四条の二、第五条の二」を削る。

一 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年仙台市条例第六号）第二十二条

二 仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年仙台市条例第七号）第二十四条
条

(仙台市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 仙台市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(給与に関する特例)

第六条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（第二項及び次条において「特定任

期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号俸	給料月額	円
一	四〇五、〇〇〇	
二	四五五、〇〇〇	
三	五七四、〇〇〇	
四	六五五、〇〇〇	
五	七六五、〇〇〇	
六	八九三、〇〇〇	
七		

2 任命権者は、前項の給料表の号俸を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が從事する業務の困難及び重要な度に応じて次の表に従い決定する。

号俸	基準となる業務
一	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して從事する業務
二	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して從事する困難な業務
三	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して從事する特に困難な業務
四	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して從事する特に困難な業務
五	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して從事する特に困難な業務で重要なもの
六	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して從事する特に困難な業務で重要なもの
七	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して從事する特に困難な業務で特に重要なもの

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の給料表に掲げる号俸により難しいときは、前二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる七号俸の給料月額にその額と同表に掲げる六号俸の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(市長等の給与に関する条例(昭和三十一年仙台市条例第三十六号)別表に規定する副市長の給料月額未満の額に限る。)又は同条例別表に規定する副市長の給料月額に相当する額とすることができる。

4 第二項の規定による号俸の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならぬ。

第七条第一項中「以下」を「次項において」に、「から第十一条まで」を「、第十条並びに」に改め、「並びに第二十条」を削り、同条第二項中「及び第十九条第一項」を「、第十九条第一項、第十九条の五第二項及び第二十条第二項第一号」に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、「含む。」と」の下に「、給与条例第十九条の五第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の九十六・二五」と、給与条例第二十条第二項第一号中「百分の百六・二五」とあるのは「百分の八十八・七五」とを加える。

第八条中「第六条第一項」を「第六条第二項及び第三項」に、「同項」を「同条第二項」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「その給料月額」を「その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額」に改め、「得た数」の下に「(次項において「算出率」という。)」を、「とする」と」の下に「、同条第三項中「相当する額と」とあるのは「相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と」と」を加える。
(仙台市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第六条 仙台市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年仙台市条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「のうち」を「(」に改め、「である者」の下に「に限り、指導改善研修被認定者(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者をいう。第三項において同じ。)」を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「百分の四」を「百分の十(幼稚園の教育職員にあっては、百分の四)」に改め、同条第三項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

第六条の見出しを「(業務量管理・健康確保措置)」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(教職調整額に関する経過措置)

2 次の表の上欄に掲げる期間における第二条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職員の給与に関する条例第十九条の二第一項の改正規定、同条例別表第三イの表備考の改正規定、同条例別表第三ロの表備考の改正規定及び同条例別表第六の改正規定並びに第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第八項の規定
二 第二条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条から第五条までの規定及び第六条中仙

台市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第六条の見出しの改正規定並びに附則第四項から第七項までの規定 令和八年四月一日

- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「第一条改正後給与条例」という。）第九条の三第一項第一号、第十一条の二第二項及び別表第一から別表第四までの規定は令和七年四月一日から、第一条改正後給与条例第十九条の五第二項及び第三項並びに第二十条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第一条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、第一条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。（号俸の切替え）

- 4 令和八年四月一日（以下この項から附則第七項までにおいて「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例別表第一、別表第二及び別表第四イの表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けっていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものとした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和九年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 6 切替日から令和九年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「第二条改正後給与条例」という。）第十条の規定の適用については、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者」

- 六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、同項第六号に該当する扶養親族について三千円とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 7 第二条改正後給与条例第十三条第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

（指導改善研修被認定者に関する経過措置）

- 8 令和八年一月一日前に教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の認定を受けた者であつて同日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する仙台市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調

整額並びに職員の給与に関する条例の規定による超過勤務手当及び休日給の支給については、第六条の規定による改正後の仙台市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第一条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事委員会規則への委任）

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号俸の切替表（附則第四項関係）

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新号俸	
	7級	8級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	1	1
35	1	1
36	1	1
37	1	1
38	1	1
39	1	1
40	1	1
41	1	1
42	1	1
43	1	1
44	1	1
45	1	1
46	1	1
47	1	1
48	1	1

49	2	1
50	2	1
51	2	1
52	2	1
53	2	1
54	2	1
55	2	1
56	3	1
57	3	1
58	3	1
59	3	1
60	3	1
61	3	1
62	4	1
63	4	1
64	4	1
65	4	2
66	4	2
67	4	2
68	4	2
69	5	2
70	5	2
71	5	2
72	5	3
73	5	3

□ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新号俸	
	7級	8級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	1	1
35	1	1
36	1	1
37	1	1
38	1	1
39	1	1
40	1	1
41	2	1
42	2	1
43	2	1
44	2	1
45	2	1
46	2	1
47	2	1
48	3	1
49	3	1

50	3	1
51	3	1
52	3	1
53	3	1
54	4	1
55	4	1
56	4	1
57	4	2
58	4	2
59	4	2
60	4	2
61	5	2
62	5	2
63	5	2
64	5	3
65	5	3

ハ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新号俸	
	4級	5級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	1	1
35	1	1
36	1	1
37	1	1
38	1	1
39	1	1
40	1	1
41	1	1
42	1	1
43	1	1
44	1	1
45	1	1
46	1	1
47	1	1
48	1	1
49	1	1

50		1	1
51		1	1
52		1	1
53		1	1
54		1	1
55		1	1
56		1	1
57		1	1
58		2	1
59		2	1
60		2	1
61		2	1
62		2	2
63		2	2
64		3	2
65		3	2
66		3	2
67		3	3
68		3	3
69		4	3
70		4	3
71		4	3
72		4	4
73		4	4
74		5	
75		5	
76		5	
77		5	
78		5	
79		6	
80		6	
81		6	
82		6	
83		7	
84		7	
85		7	
86		7	
87		8	
88		8	
89		8	

理 由

人事委員会の市議会及び市長に対する職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与の改定措置等を考慮し公民の給与較差に基づく給与改定等を行うとともに社会と公務の変化に応じた給与制度の整備及び教員の待遇改善のための措置を講ずる等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第一百二十九号議案

建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和四十年仙台市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

2 駐車場整備地区等の区域内において、別表第二(1)欄に掲げる建築物を新築しようとする者は、第四条第一項の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数のうち、同表(2)欄に定めるところにより算定される数値（小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げる。）に相当する台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第七条第一項中「用途の変更後の建築物を新築した場合において前三条」を「用途の変更後の建築物を新築した場合において第四条及び第五条」に、「用途の変更前の建築物を新築した場合において前三条」を「用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれら」に、「それでいる駐車施設が有すべき」を「それでいる駐車施設が有している」に、「超える」を「超えている」に改め、同条第二項中「それでいる荷さばきのための駐車施設が有すべき」を「それでいる荷さばきのための駐車施設が有している」に、「超える」を「超えている」に改める。

第八条中「の最も大きな部分が属する」を「に占める面積が最も大きい」に改める。

第九条第一項及び第二項を次のように改める。

第四条、第五条及び第七条第一項の規定により附置しなければならない駐車施設は、自動車の駐車の用に供する部分の規模を駐車台数一台につき幅二・三メートル以上、奥行き五メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせができるものとしなければならない。

2 前項の駐車施設については、自動車の駐車の用に供する部分のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める駐車台数以上に係る部分は、車椅子使用者のためのものとしなければならない。この場合において、その規模は、幅三・五メートル以上、奥行き六メートル以上、はり下の高さ二・三メートル以上としなければならない。

一 前項の駐車施設が有すべき駐車台数が二百台以下である場合 当該駐車台数に百分の一を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げる。）

二 前項の駐車施設が有すべき駐車台数が二百台を超える場合 当該駐車台数に百分の一を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げる。）に二を加えた台数

第九条第四項本文中「高さ三メートル」を「高さ三・二メートル」に改め、同条に次の二項を加える。

5 前項本文の駐車施設のうち第六条第二項及び第七条第二項の規定により附置しなければならないものについては、自動車の駐車の用に供する部分のうち当該駐車施設の駐車台数に〇・四を乗じて得た

台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。）に係る部分の規模を駐車台数一台につき幅二一・五メートル以上、奥行き六メートル以上として、前項本文の規定を適用する」とができる。

第十条の見出しを「（駐車施設の届出）」に改め、同条中「届け出た」を「届け出られた」に、「ふり」を「者」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 第四条から第七条まで、第十二条第六項又は第十六条第六項の規定により附置された駐車施設（第十二条第一項（第十二条第七項及び第十六条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第十二条第七項中「並びに前二条」を「、第十条第一項並びに前条」に、「及び第五条の規定により附置しなければならない駐車施設並びに」を「、第五条及び」に改め、「（同条第二項の規定により附置しなければならない荷物のための駐車施設を除く。）（次項において）これらを「附置しなければならない駐車施設」とこう。」を削り、「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第十四条を次のように改める。

（駐車施設の管理）

第十四条 第十条第一項の駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその設置の目的に適合するよう管理しなければならない。

第十五条中「第七条まじ」を「第六条第一項まで及び第七条」に、「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第十六条第七項中「第十条」を「第十条第一項」に、「及び第五条の規定により附置しなければならない駐車施設並びに」を「、第五条及び」に改め、「（同条第二項の規定により附置しなければならない荷物のための駐車施設を除く。）（次項において）これらを「附置しなければならない駐車施設」とこう。」を削る。

別表第一駐車場整備地区等の項及び他の商業地域の項中「特定用途に供する部分の床面積の合計」と「特定用途（共同住宅の用途を除く。）に供する部分の床面積の合計」と「非特定用途」や「共同住宅の用途又は非特定用途」に加え、「（百貨店等）の次に「及び共同住宅」を加へ、同表近隣商業地域等の項中「特定用途」の次に「（共同住宅の用途を除く。）」を加へ、同表備考一中「特定用途に」を「特定用途（共同住宅の用途を除く。）に」に加え、「百貨店等」の次に「及び共同住宅」を加へる。

別表第一中「（飲食店等）の次に「及び共同住宅」を加へ、同表の次に次の二表を加へる。

別表第三（第六条関係）

(1)	(2)
共同住宅の用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超える、かつ、共同住宅の用途に供する部分の戸数が50戸以上の建築物	共同住宅の用途に供する部分の戸数を100戸で除して得た数値

備考 共同住宅の用途に供する部分の戸数が400戸を超える建築物については、当該共同住宅の

戸数のうち、400戸を超える800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25

をそれぞれ乗じて得たものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、

(2)欄の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手している者が当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない駐車施設については、この条例の施行の日以後当該工事が完了するまでの間は、この条例による改正後の建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

共同住宅への荷さばきのための駐車施設の附置義務を新設し、荷さばきのための駐車施設の規模に係る基準を変更するとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正を考慮し車椅子使用者のための駐車施設の附置義務台数及び規模に係る基準を変更する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第一百三十六号議案

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第五十一号中「第百三十七条の十二第六項」を「第百三十七条の十二第十一項」に改め、同項第五十二号中「第百三十七条の十二第七項」を「第百三十七条の十二第十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第一百二十七号議案

仙台市火災予防条例の一部を改正する条例

仙台市火災予防条例の一部を改正する条例

仙台市火災予防条例（昭和四十八年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第三十一条）」を

「第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第三十一条）」に、

第五節 林野火災に関する注意報（第三十一条の二）」に、「第三十一条の二

「第三十一条の七」を「第三十一条の三—第三十一条の八」に改める。

第八条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第一項中「サウナ設備の」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第二号中「放熱設備」を「一般サウナ設備」に改め、同項第三号及び同条第二項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第八条の二とし、第七条の次に次の二条を加える。

（簡易サウナ設備）

第八条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したもの）をいう。）又はバ렐型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）には、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第十号から第十四号まで及び第十六号から第十八号の三まで、第二項第六号、第三項並びに第四項を除く。）及び第五条第一項第二号の規定を準用する。

第三十一条の見出しを削り、同条中「火災に関する警報が発せられた区域内に在る者の」に改め、同条第七号を削る。

第三章の二中第三十一条の七を第三十一条の八とする。

第三十一条の六中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に、「第三十一条の四」を「第三十一条の五」に改め、同条を第三十一条の七とする。

第三十一条の五各号中「第三十一条の三第一項各号」を「第三十一条の四第一項各号」に改め、同条を第三十一条の六とし、第三十一条の四を第三十一条の五とし、第三十一条の三を第三十一条の四とする。

第三十一条の二中「第三十一条の四」を「第三十一条の五」に改め、同条を第三十一条の三とする。

第三章に次の二節を加える。

第五節 林野火災に関する注意報

第三十一条の二 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下この項において「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 本市の区域内のうち前項の注意報が発せられた区域内に在る者は、注意報が解除されるまでの間、前条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

第五十六条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第五十六条第七号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第五十七条第一号中「行為」の下に「（たき火を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年三月一日から施行する。ただし、第八条の見出し及び同条の改正規定、同条を第八条の二とし、第七条の次に一条を加える改正規定、第五十六条第六号の次に一号を加える改正規定、同条第七号の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、同月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の仙台市火災予防条例（次項及び附則第四項において「改正後の条例」という。）第八条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下この項から附則第四項までにおいて「一部施行日」という。）以後に設置される簡易サウナ設備（同条第一項に規定する簡易サウナ設備をいう。次項及び附則第四項において同じ。）（一部施行日において一部施行日前から引き続き設置に係る工事又は整備が行われているものを除く。）について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の条例第八条（第二項（改正後の条例第五条第一項第二号の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、一部施行日において一部施行日前から引き続き設置されているサウナ設備（簡易サウナ設備に相当するものに限る。次項において同じ。）及び設置に係る工事又は整備が行われている簡易サウナ設備についても適用する。

4 一部施行日前にこの条例による改正前の仙台市火災予防条例第五十六条第七号の規定によりサウナ設備の設置に係る届出をした者は、当該サウナ設備について、改正後の条例第五十六条第六号の二の規定により簡易サウナ設備の設置に係る届出をした者とみなして、同号の規定を適用する。

理 由

林野火災に関する注意報を新設し、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準等を新設するとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第一百二十八号議案

仙台市森林等における火入れの規制に関する条例の一部を改正する条例

仙台市森林等における火入れの規制に関する条例の一部を改正する条例

仙台市森林等における火入れの規制に関する条例（昭和五十九年仙台市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「強風注意報、異常乾燥注意報」を「暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、「火災警報」の下に「若しくは林野火災に関する注意報」を加え、同条第二項中「実施中に」の下に「、」を加え、「とき」を「場合」に、「又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは」を「、暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は」に改め、「火災警報」の下に「若しくは林野火災に関する注意報」を加える。

附 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。

理 由

火入れの中止の対象に林野火災に関する注意報が発令された場合を追加するとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第139号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市八木山動物公園エリアⅠ施設（総合獣舎）新築等機械設備工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市太白区八木山本町一丁目43番1 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 756,580,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市泉区泉中央二丁目19番地の1
株式会社興盛工業所 |

第 140 号議案

工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

令和 6 年12月23日付けて一部変更の議決を得た仙台市役所本庁舎整備第 1 期 建築工事に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

原 契 約 金 額 金 27,450,737,600円

変更契約金額 金 28,545,787,600円

増 加 金 額 金 1,095,050,000円

第 141 号議案

工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

令和 6 年 6 月 25 日付で議決を得た仙台市役所本庁舎整備第 1 期 電気設備（強電）工事に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

原 契 約 金 額 金 3,873,452,000円

変更契約金額 金 4,235,792,000円

増 加 金 額 金 362,340,000円

第 142 号議案

工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

令和 6 年 6 月 25 日付で議決を得た仙台市役所本庁舎整備第 1 期 給排水衛生設備工事に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

原 契 約 金 額 金 1,822,469,000円

変更契約金額 金 1,997,699,000円

増 加 金 額 金 175,230,000円

第 143 号議案

工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

令和 3 年10月12日付けて議決を得た仙台市青葉区役所大規模改修工事に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

原 契 約 金 額 金 865,271,000円

変更契約金額 金 1,095,391,000円

増 加 金 額 金 230,120,000円

第144号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、
議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市民会館	仙台市太白区八本松二丁目10番11号 東北共立・陽光ビル企業体	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第145号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、
議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市シルバーセンター	仙台市青葉区花京院一丁目3番2号 仙台市健康福祉事業団・東北共立グループ	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第146号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市大野田老人福祉センター	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
仙台市小鶴老人福祉センター	仙台市宮城野区岩切字東河原352番地の3 社会福祉法人杜の村	
仙台市泉中央老人福祉センター	仙台市泉区高森三丁目4番地の131 宮城県高齢者生活協同組合	
仙台市高砂老人福祉センター	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	

第147号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市将監児童館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
仙台市小松島児童館	仙台市青葉区上杉一丁目5番13号 特定非営利活動法人M I Y A G I 子どもネットワーク	
仙台市鹿野児童館	仙台市太白区袋原三丁目16番51号 特定非営利活動法人F O R Y O U にこにこの家	
仙台市東四郎丸児童館	仙台市青葉区上杉一丁目5番13号 特定非営利活動法人M I Y A G I 子どもネットワーク	
仙台市市名坂児童館	仙台市青葉区北山一丁目5番22号 特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘	
仙台市八本松児童館	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	
仙台市国見児童館		
仙台市大野田児童館		

第148号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市青葉体育館	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
仙台市武道館		
仙台市泉総合運動場		
仙台市泉海洋センター		
仙台市根白石温水プール	千葉県柏市南柏中央3番地の2 ウェルネス・同和共同企業体	
仙台市今泉運動場	仙台市青葉区昭和町1番37号 今泉ウエルネスサポートーズ	
仙台市若林日辺グラウンド		
仙台市川内庭球場	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	
仙台市北中山コミュニティグラウンド		
仙台市新田東総合運動場		

第149号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市北六番丁市営住宅及びその共同施設	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 株式会社東急コミュニケーションズ ※空室の修繕管理、施設設備の保守点検、総合案内センター運営等の業務	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
仙台市小松島市営住宅及びその共同施設	仙台市青葉区国分町三丁目10番10号 公益財団法人仙台市建設公社 ※入居者の募集、使用料の収納、高齢者世帯の見守り等の業務	
仙台市小松島第二市営住宅及びその共同施設		
仙台市川平市営住宅及びその共同施設		
仙台市上原市営住宅及びその共同施設		
仙台市高砂市営住宅及びその共同施設		
仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅及びその共同施設		
仙台市鶴ヶ谷第二市営住宅及びその共同施設		
仙台市小鶴市営住宅及びその共同施設		
仙台市幸町市営住宅及びその共同施設		
仙台市幸町第二市営住宅及びその共同施設		

仙台市福田町第一市営住宅及びその共同施設
仙台市福田町第二市営住宅及びその共同施設
仙台市仙台駅東市営住宅及びその共同施設
仙台市新田市営住宅及びその共同施設
仙台市新寺小路市営住宅及びその共同施設
仙台市若林市営住宅及びその共同施設
仙台市荒井市営住宅及びその共同施設
仙台市中田市営住宅及びその共同施設
仙台市袋原市営住宅及びその共同施設
仙台市四郎丸市営住宅及びその共同施設
仙台市四郎丸東市営住宅及びその共同施設
仙台市太白市営住宅及びその共同施設
仙台市郡山市営住宅及びその共同施設
仙台市西中田市営住宅及びその共同施設

仙台市茂庭第一市営住宅及びその共同施設
仙台市向原市営住宅及びその共同施設
仙台市天神沢市営住宅及びその共同施設
仙台市靈屋下市営住宅及びその共同施設
仙台市靈屋下第二市営住宅及びその共同施設
仙台市梅田町市営住宅及びその共同施設
仙台市小田原市営住宅及びその共同施設
仙台市通町市営住宅及びその共同施設
仙台市落合市営住宅及びその共同施設
仙台市角五郎市営住宅及びその共同施設
仙台市田子西市営住宅及びその共同施設
仙台市田子西第二市営住宅及びその共同施設
仙台市田子西第三市営住宅
仙台市田子西第四市営住宅

仙台市幸町第三市営住宅及びその共同施設
仙台市新田東市営住宅及びその共同施設
仙台市燕沢市営住宅及びその共同施設
仙台市燕沢東市営住宅及びその共同施設
仙台市岡田市営住宅及びその共同施設
仙台市岡田第二市営住宅
仙台市南福室市営住宅
仙台市宮城野市営住宅及びその共同施設
仙台市鶴ヶ谷第三市営住宅及びその共同施設
仙台市荒井第二市営住宅及びその共同施設
仙台市荒井西市営住宅及びその共同施設
仙台市荒井西第二市営住宅
仙台市荒井東市営住宅及びその共同施設
仙台市荒井東第二市営住宅
仙台市荒井南市営住宅及びその共同施設

仙台市荒井南第二市営住宅及びその共同施設
仙台市荒井南第三市営住宅
仙台市若林西市営住宅及びその共同施設
仙台市石場市営住宅
仙台市大和町市営住宅及びその共同施設
仙台市六丁の目中町市営住宅及びその共同施設
仙台市六丁の目西町市営住宅及びその共同施設
仙台市七郷市営住宅
仙台市中倉市営住宅及びその共同施設
仙台市六郷市営住宅及びその共同施設
仙台市六郷第二市営住宅
仙台市鉢町市営住宅及びその共同施設
仙台市芦の口市営住宅及びその共同施設
仙台市鹿野市営住宅及びその共同施設

仙台市あすと長町市営住宅及びその共同施設
仙台市あすと長町第二市営住宅及びその共同施設
仙台市あすと長町第三市営住宅及びその共同施設
仙台市茂庭第二市営住宅及びその共同施設
仙台市泉中央南市営住宅及びその共同施設
仙台市仙台駅東再開発住宅
仙台市新田住宅及びその共同施設

第150号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
水の森公園の一部（キャンプ場及び周辺施設）	仙台市宮城野区五輪一丁目3番35号 公益財団法人仙台市公園緑地協会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
高砂中央公園の一部 (パークゴルフ練習場等)	仙台市青葉区柏木一丁目1番8号 東洋緑化株式会社	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

第151号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市宮城野図書館	東京都中野区弥生町二丁目8番15号 株式会社ヴィアックス	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
仙台市広瀬図書館	東京都中央区日本橋二丁目3番10号 丸善雄松堂株式会社	

第 152 号議案

当せん金付証票の発売限度額に関する件

本市が令和 8 年度において発売することができる当せん金付証票の限度額を 80 億円とすることにつき、当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定により、議決を求める。

第 153 号議案

市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求める。

路 線 名	起 終 点 点
北 内 11 号 線	仙台市青葉区上愛子字北内 8 番 26 同 8 番 40
八 木 山 南 二 丁 目 5 号 線	仙台市太白区八木山南二丁目 3 番 8 同 3 番 19